

5 補償の概要

職員の公務災害又は通勤災害について基金が行う補償の種類、事由及び内容の概略は、次のとおりです。

(1) 補償の種類（主なもの）

補償の種類	補償事由及び内容
療養補償	職員が公務又は通勤により負傷又は疾病にかかった場合に、治ゆするまでの期間、必要な療養の費用の支給を行う
休業補償	職員が公務又は通勤により負傷又は疾病にかかった場合に、療養のため勤務することができず給与を受けないときは、その勤務することができない期間、平均給与額の100分の60に相当する額を支給する（ただし、傷病補償年金を受ける場合を除く）
傷病補償年金	職員が公務又は通勤により負傷又は疾病にかかった場合に、療養の開始後1年6ヶ月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当する場合、その傷病が継続している期間、その程度に応じて年金を支給する
障害補償	職員が公務又は通勤により負傷又は疾病にかかった場合に、その負傷又は疾病が治ったとき障害が残っている場合に、その障害の程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金を支給する
介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ常時又は随時介護を受けている期間についてその状態に応じ支給する（ただし、病院等に入院している間等は除く）
遺族補償	職員が公務又は通勤により死亡した場合には、その遺族に対して、遺族補償として遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する
葬祭補償	職員が公務又は通勤により死亡した場合に、葬祭を行った遺族等に対して支給する

(2) 福祉事業の種類（主なもの）

○外科後処置	○補装具の支給
○リハビリテーション	○アフターケア
○休業・奨学等各種援護金	○傷病・障害・遺族各特別給付金
○傷病・障害・遺族各特別支給金	